



J-GREEN堺(堺市立 サッカー・ナショナルトレーニングセンター)利用料金表

ご利用料金

サッカーフィールド ※利用時間は奇数始まりの2時間単位(フットサルコートは除く)

施設名	利用時間 単位	平日料金				土・日・祝日料金			
		一般	生徒(18歳まで)	障がい者	高齢者(60歳以上)	一般	生徒(18歳まで)	障がい者	高齢者(60歳以上)
天然芝メインフィールド 【S1】	2時間単位	46,000円	23,000円	23,000円	36,800円	55,200円	27,600円	27,600円	44,160円
天然芝メインフィールド 【S2~S5】		23,000円	11,500円	11,500円	18,400円	27,600円	13,800円	13,800円	22,080円
人工芝サッカーフィールド 【S6~S14】		15,600円	7,800円	7,800円	12,480円	18,720円	9,360円	9,360円	14,980円
人工芝サッカーフィールド 【S15・S16】 ※観客席付(1面300席)		17,900円	8,950円	8,950円	14,320円	21,480円	10,740円	10,740円	17,180円

※S1~S5は天然芝フィールド(別紙注意事項を予めご確認ください)/S6~16は人工芝フィールド ※S6・S7・S11フィールドは照明設備あり(照明使用料・1時間3100円) ※S14フィールドは400mトラック付
※利用時間は奇数始まりの2時間単位(フットサルコートは除く)

フットサルフィールド

施設名	利用時間 単位	平日料金				土・日・祝日料金			
		一般	生徒(18歳まで)	障がい者	高齢者(60歳以上)	一般	生徒(18歳まで)	障がい者	高齢者(60歳以上)
人工芝フットサルフィールド 屋根付き【F1~F3】	1時間単位	9,400円	4,700円	4,700円	7,250円	11,280円	5,640円	5,640円	9,030円
人工芝フットサルフィールド 屋根なし【F4~F8】		7,300円	3,650円	3,650円	5,840円	8,760円	4,380円	4,380円	7,010円

※全フットサルコート照明あり(照明使用料・1時間1,000円)屋根付きF1-F3は利用料金に含む

キャンセル規定・その他

- 天然芝フィールド、人工芝フィールド、会議室、ミーティングルーム及びロッカーハウス → 施設利用日の14日前までであれば予約取り消し可能。
- フットサルフィールド、スポーツ広場及び多目的室 → 施設利用日の7日前までであれば予約取り消し可能。
※それ以後に予約を取り消す場合は、取消料として利用料金の100%が発生いたします。
※雨天を理由としたキャンセルはできません。
※ただし、当施設にて荒天候(豪雨・積雪)と判断し、利用中止して頂いた場合のみ申請いただければ利用料をお返しいたします。
※台風・雷雨等、その他、天災地変ならびに不可抗力等により、不具合が生じた場合、お客様がプレーを希望されても施設側の判断で中止とさせていただきますので、予めご了承ください。
- 各フィールド位置、施設案内などは、別紙施設マップをご参照ください。



J-GREEN堺(堺市立 サッカー・ナショナルトレーニングセンター)利用料金表

ご利用料金(その他施設)

スポーツ広場

施設名	利用時間単位	平日料金				土・日・祝日料金			
		一般	生徒(18歳まで)	障がい者	高齢者(60歳以上)	一般	生徒(18歳まで)	障がい者	高齢者(60歳以上)
スポーツ広場【クレー】	1時間単位	500円	250円	250円	400円	600円	300円	300円	480円

ロッカールーム(占有利用する場合)

ロッカーハウス①③④ 1・2	2時間単位	2,000円	1,000円	1,000円	1,600円	2,400円	1,200円	1,200円	1,920円
ロッカーハウス①②③④ A・B		1,000円	500円	500円	800円	1,200円	600円	600円	960円
ロッカーハウス⑤ 1・2・3・4・会議室		1,000円	500円	500円	800円	1,200円	600円	600円	960円

クラブハウス内各施設

会議室(大)	2時間単位	3,100円	1,550円	1,550円	2,480円	3,720円	1,860円	1,860円	2,980円
会議室(小)		1,000円	500円	500円	800円	1,200円	600円	600円	960円
ミーティングルーム		2,000円	1,000円	1,000円	1,600円	2,400円	1,200円	1,200円	1,920円
多目的室(全室)		2,000円	1,000円	1,000円	1,600円	2,400円	1,200円	1,200円	1,920円
多目的室(1/2室)		1,000円	500円	500円	800円	1,200円	600円	600円	960円

利用者の区分について

(1)「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア.18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ.学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ.学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

(2)1～5の表において「障がい者」の区分は、以下の交付を受けている者が半数以上で構成する団体が利用する場合に適用する。

ア.身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

イ.療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者

ウ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ.難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

オ.児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

カ.特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知)に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

キ.原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

(3)1～5の表において「高齢者」の区分は、60歳以上の者が半数以上で構成する団体が利用する場合に適用する。

(4)1～5の表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。